



監査結果報告書

平成 30 年度（2018 年度）No. 1

定期監査（上期）



旭監第18号
平成30年6月19日

旭川市長 西川 将人様
旭川市議会議長 笠木 薫様
旭川市農業委員会会长 浅沼 博実様
旭川市選挙管理委員会委員長 谷山 翔二様

旭川市監査委員 田澤清一
旭川市監査委員 坪沼一成
旭川市監査委員 中川明雄
旭川市監査委員 福居秀雄

監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定による監査を旭川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

第 1 定 期 監 査

1	監査の対象事務	1
2	監査の対象部局及び対象期間	1
3	監査の実施期間	1
4	重要リスク及び監査の着眼点	2
5	監査の方法	2
6	監査の結果	2

第 1 定 期 監 査

1 監査の対象事務

監査の対象については、本市における事務処理上のリスクを考慮して選定するものとし、市民サービスへの影響、財政負担の有無、発生可能性の観点からリスクの重要度を評価した上で、過去の監査の実施状況等を勘案し総合的に評価し、監査実施の優先度が高いと判断された次の事務とした。

- (1) 支出及び契約に関する事務のうち、委託料に関する事務

2 監査の対象部局及び対象期間

対象部局	支出に関する事務	契約に関する事務	対象期間
	委託料に関する事務		
総合政策部	○	○	
防災安全部	○	○	
建築部	○	○	
消防本部	○	○	
上下水道部	○	○	
市立旭川病院事務局	○	○	
議会事務局	○	○	
農業委員会事務局	○	○	
選挙管理委員会事務局	○	○	

注) 対象事務のある部局は「○」、ない部局は「-」で表示

3 監査の実施期間

平成30年4月2日から平成30年5月21日まで

4 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク（対象事務において想定されるリスクで重要度の高いものをいう。）及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

○ 委託料に関する事務

重要リスク	監査の着眼点
・ 過大又は過少積算	・ 積算は合理的な基準に基づき行われているか。
・ 支出漏れや時期の誤り	・ 委託料の支出は適正な時期に行われているか。
・ 法令等に反する相手方の選定	・ 入札の方法及び手続は適正に行われているか。 ・ 隨意契約による場合、その理由は適正か。また、原則として複数の者から見積書を徴しているか。
・ 不適切な仕様又は金額での契約締結	・ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所など、契約の内容は適切か。
・ 仕様内容と異なる委託業務の実施	・ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。 ・ 契約等に反し、受託業務の全部を再委託しているものはないか。 ・ 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。

5 監査の方法

監査対象部局に対し資料の提出を求め、当該部局の事務が関係規程及び予算に基づき適正に執行されているかについて、監査の着眼点を踏まえ、試査による関係書類の照合、関係職員への質問等、必要な方法をとり監査を実施した。

6 監査の結果

監査対象部局別の結果は次のとおり、支出に関する事務はおおむね適正に処理されると認められたが、契約に関する事務については、一部の部局において不備不適事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たっては、指摘等を受けたことを十分踏まえ、それぞれ必要な措置を講じ、事務処理に万全を期されたい。

総合政策部

特に指摘事項なし。

防 災 安 全 部

特に指摘事項なし。

建 築 部

特に指摘事項なし。

消 防 本 部

○ 指摘事項

(1) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 契約に関する事務

[改善を要するもの]

① 旭川市消防庁舎清掃業務委託の積算において、直接人件費を算出する際に、食堂の定期清掃分について、異なる室種別の歩掛係数を用いたことにより、積算金額が過大となっていた。

なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。（総務課）

上 下 水 道 部

特に指摘事項なし。

市立旭川病院事務局

○ 指摘事項

(1) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 契約に関する事務

[改善を要するもの]

① 入院病棟ほかエレベーター保守点検業務委託の積算において、直接人件費を算出する際に、遠隔点検を実施する場合に不要とされる付加装置に係る加算を行ったことにより、積算金額が過大となっていた。

なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。

(経営管理課)

② 市立旭川病院患者給食業務において、委託料は提供した給食数に1食当たりの契約単価を乗じた金額とし、この契約単価は食材費と管理費で構成されているが、患者数の減少等により給食数が一定数を下回った場合、下回った食数に管理費相当額を乗じた金額を委託料に含めている。

このような契約代金の支払に関する事項については、契約書に記載すべきところ、当事者間の協議により取り決めたのみで記載していなかった。

(栄養給食科)

○ 意見・要望事項

① 委託料に関する事務において、長期継続契約の約款で定める違約金等の基礎となる額を業務委託料の単年度換算額とせずに総額としていたもの、積算金額の計算過程が積算書に正しく表示されていないもの、業務完了報告書に受付印の漏れや日付誤りのあるものが散見された。

これらの中には、過去の定期監査で繰り返し指摘しているものも含まれており、依然として改善されていない状況である。

軽微と思われる誤りであっても、放置し常態化することで重大な誤りにつながる危険性があることから、事務処理誤りの防止に向けて、組織としてチェック体制の強化を徹底するとともに、職員一人一人が適正な事務処理を行うために必要な取組を実施するよう強く望むものである。

議 会 事 務 局

特に指摘事項なし。

農 業 委 員 会 事 務 局

特に指摘事項なし。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局

特に指摘事項なし。